平成２５年（フ）第２５号
熊本市中央区水前寺６丁目48番35号　山ノ下ハイツ１－Ｄ
債務者　志田　　章
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　一彦
4　破産債権の届出期間　平成25年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月23日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７４号
長野県下伊那郡阿智村智里3795番地２
債務者　澁谷　義信
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諏訪　卓也
4　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月13日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第１３号
新潟県柏崎市長峰町20番36―201号　コーポ清風、前住所新潟県十日町市新座乙1923番地１
債務者　樋口　トワ
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　信行
4　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第８３２号
千葉県松戸市小金原９丁目27番地の24
債務者　村田　憲彦
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯嶋　孝明
4　破産債権の届出期間　平成25年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月13日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３４号
千葉県柏市泉町17番７―403号
債務者　於保　龍郎
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　眞人
4　破産債権の届出期間　平成25年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月13日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４１号
千葉県流山市東初石３丁目110番地の22　グリーンヒルズＢ―202
債務者　有持　浦那
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤谷　竜児
4　破産債権の届出期間　平成25年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２６０６号
横浜市中区野毛町１丁目52番地　キャッスル野毛中央505号室
債務者　河内　暢也
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　真美
4　破産債権の届出期間　平成25年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月15日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３９号
静岡市葵区安倍口新田１番地の10
債務者　伏見　裕明
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山繁二郎
4　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４０号
静岡市葵区安倍口新田１番地の10
債務者　伏見　晴代
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山繁二郎
4　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１号
静岡県島田市阪本2504番地の２
債務者　池谷　正志
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　逸江
4　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８号
千葉県松戸市北松戸３丁目１番地の39
債務者　伊川マリ子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　芳範
4　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４８４号
新潟市西区青山新町13番地12
債務者　小熊　　修
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　聡之
4　破産債権の届出期間　平成25年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９０号
新潟市東区紫竹４丁目21番10号　エスポアールＡ棟205号、前住所新潟市中央区関屋新町通２丁目96番地13　関新ハイツ208号
債務者　児玉　香織（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　　晶
4　破産債権の届出期間　平成25年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３号
秋田県横手市平鹿町上吉田字朴田205番地５
債務者　佐藤　知恵
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
秋田地方裁判所横手支部